

スタッフの賃金締日が請求先によって異なる場合

質問

スタッフの締日・支払日が、請求先によって異なります。

その場合、月払いスタッフが、締日の異なる請求先に派遣された際に、月途中で締め処理が変わる事があります。

例えば、月払いスタッフ A さんは、2/28 までは、派遣先 A で勤務していましたが、3/1 以降は、派遣先 B で就業となりました。

派遣先 A、派遣先 B はそれぞれ締日・支払日が下記の通り異なります。

就業期間	派遣先名	派遣先の締日・支払日
～ 2/28	派遣先 A	20 日締、翌 5 日払い
3/1 ～	派遣先 B	末日締、翌 15 日払い

派遣先 A の分として、3/20 締・4/5 払の賃金台帳①と、

派遣先 B の分として、3/31 締・4/15 払の賃金台帳②を 作成したいです。

どのように賃金計算処理を行えば、請求先毎に分けて計算できるでしょうか？

回答

賃金計算処理の抽出条件で、「請求締グループ」を指定し、賃金計算処理を行います。

それにより、請求先毎に分けての賃金計算処理が可能となります。

※ ただし、請求先の請求締グループが正しく設定されている事が条件となります。

更に、同月に賃金台帳が 2 つ作成される事になるため、社保対象となっているスタッフは 2 度控除されてしまいます。その為、どちらの賃金台帳で社保の計算を行うか注意が必要となります。

次ページより、事前準備と賃金計算処理の流れを説明します。

事前準備

[得意先マスタ]-[請求]タブの「請求締グループ」が、正しく設定されているか確認します。
未設定の場合は、必ず設定します。

概要	詳細	現場	算出	与信	請求	入金	担当者	備考	実績	ファイル
請求締グループ 20日締										
請求書送付先 現在住所										
集計区分 しない										

【社保対象スタッフがいる場合】

下記設定を必ず行ってください。

設定が漏れますと、賃金計算処理を同月で2回行った場合、2回とも社会保険料が控除されてしまいますので、注意してください。

- ①[会社マスタ]-[会社運用]タブ-[賃金・賞与・年調]タブの「社会保険は、請求締グループと一致する場合のみ控除する」にチェックを付けます。

会社情報	会社運用	システム設定	社会保険	ライセンス
スタッフマスタ	得意先マスタ	受注	配置	コンプライアンス
勤怠	仮払	賃金・賞与・年調	請求	ナビメニュー

☒ 社会保険は、請求締グループと一致する場合のみ控除する

- ②[スタッフマスタ]-[社保]タブの「請求締グループ」を設定します。

※ ①の会社マスタの設定を行う事で、表示される項目です。

基本	住所	詳細	経歴	健診	税金	支給	備考	社保	雇保	有休
社会保険区分 対象										
加入予定年月 H25/06										
請求締グループ 20日締										

上記の設定を行う事で、賃金計算処理時に請求締グループを選択した場合のみ、社会保険料が控除されるようになります。

賃金計算処理の流れ

賃金計算処理の際に、条件で請求締グループを指定します。

抽出条件 | 抽出結果 |

就業年月日 H26/01/21 ~ H26/02/20

賃金締日 H26/01/21 ~ H26/02/20

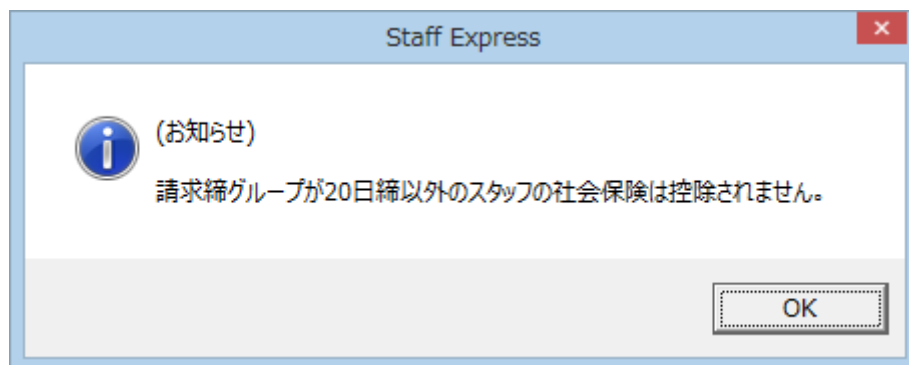
賃金支給日 H26/03/05

スタッフNO 890053 ~ 890053

請求先NO - ~ -

請求締グループ 20日締

請求締グループを指定した場合、スタッフマスタの請求締グループと一致した場合のみ、社会保険料が控除されます。



賃金計算処理で、実行ボタン押下時に表示されるメッセージ

対象の賃金台帳を確認すると、社会保険料が控除されています。

スタッフNO 890053 | スタッフ A

賃金締日 H26/02/20 | ... | 新規

賃金締日 ▼ H26/02/20 (木)

勤怠(日数) | 勤怠(時間) | 支給 | 控除 | 差引 | その他 |

健康保険	9,930	厚生年金	17,474
介護保険	0	社保調整	0
雇用保険	780	雇保調整	0
所得税	2,150	所得税調整	0

FAQ

スタッフ A さんは、2 月 21 日～3 月 20 日就業分で、次回の賃金計算を行う予定でしたが、
2 月 21 日～2 月 28 日は、派遣先 A での就業、
3 月 1 日～3 月 20 日は、派遣先 B での就業 となり、賃金計算を分ける事になりました。

次回の社会保険料を、派遣先 B 勤務分から控除する事になった場合、スタッフマスタの請求締グループを変更しておきます。

※ 派遣先 A の分から控除する場合は、変更する必要はありません。

基本	住所	詳細	経歴	健診	税金	支給	備考	社保
社会保険区分		対象						
加入予定年月		H25/06						
請求締グループ		末日締						

2 月 21 日～3 月 20 日(派遣先 A:20 日締)の賃金計算処理

就業年月日、請求締グループを条件に指定し、賃金計算処理を実行します。

※ここで、請求締グループを指定しないと、派遣先 B で就業した 3/1～3/20 の分も合算されます。

抽出条件	抽出結果
就業年月日 H26/02/21 ~ H26/03/20 賃金締日 H26/02/21 ~ H26/03/20 賃金支給日 H26/04/04	
スタッフNO	890053 ~ 890053
請求先NO	- ~ -
請求締グループ	20日締

対象の賃金台帳で、社会保険料が控除されていない事を確認します。

スタッフNO	890053	スタッフ	A	賃金締日▼	
賃金締日	H26/03/20	...	新規	H26/03/20(木)	
				H26/02/20(木)	
勤怠(日数)	勤怠(時間)	支給	控除	差引	その他
健康保険	0	厚生年金	0		
介護保険	0	社保調整	0		
雇用保険	348	雇保調整	0		
所得税	0	所得税調整	0		

3月1日～3月31日(派遣先B:末日締)の賃金計算処理

就業年月日、請求締グループを条件に指定し、賃金計算処理を実行します。

抽出条件 | 抽出結果 |

就業年月日 H26/03/01 ~ H26/03/31
 賃金締日 H26/03/01 ~ H26/03/31
 賃金支給日 H26/04/15

スタッフNO 890053 ~ 890053

請求先NO - - ~ - -

請求締グループ 末日締

対象の賃金台帳で、社会保険料が控除されている事を確認します。

スタッフNO 890053 | スタッフ A

賃金締日 H26/03/31 | ... | 新規

勤怠(日数) | 勤怠(時間) | 支給 | 控除 | 差引 | その他 |

健康保険	9,930	厚生年金	17,474
介護保険	0	社保調整	0
雇用保険	1,236	雇保調整	0
所得税	5,410	所得税調整	0

賃金締日▼
 H26/03/31(月)
 H26/03/20(木)
 H26/02/20(木)



参考

賃金計算処理時に、請求締グループを指定しない場合、下記メッセージが表示され、社会保険料が一切控除されません。

